

公益財団法人東京都人権啓発センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えん等を行っている団体に対して、団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都人権啓発センター	平成29年10月16日から 同月19日まで	平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）及び平成28年度（平成28.4.1～平成29.3.31）の事業
局	総務局	平成29年10月13日及び 20日	

2 団体の概要

設立の目的	同和問題をはじめとする人権問題の解決に資するため、人権に関する教育・啓発及び人権の擁護等の事業を実施し、都民の人権意識の高揚を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和46年4月 財団法人東京都同和事業促進協会設立 平成10年7月 東京都産業労働会館と機能の整理統合を行い、財団法人東京都人権啓発センターとして改組 平成23年4月 公益財団法人へ移行 平成28年11月 事務局が台東区から港区へ移転 平成29年1月 東京都人権プラザが台東区から港区へ移転
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発に関する事業 ・ 講演・講座・研修等及び相談に関する事業 ・ 情報収集・提供、調査研究等に関する事業 ・ 出版物等の発行に関する事業 ・ 都及び都内区市町村等の行う人権に関する教育・啓発に係る事業 ・ 人権啓発関係施設の管理運営
所在地	東京都港区芝二丁目5番6号 芝256スクエアビル2階
組織	事務局

人 員		役員 9 名（理事長 1 名、専務理事 1 名、理事 5 名、監事 2 名（専務理事を除き非常勤）） 職員 17 名
都 と の 関 係	出えん	基本財産 1 億 3,600 万円のうち、1 億 90 万円（74.2%）
	補助金（表 1）	8,370 万余円（平成 27 年度交付額） 9,055 万余円（平成 28 年度交付額）
	経常収益に占める都からの収益（表 2）	経常収益 2 億 3,208 万余円のうち、2 億 1,594 万余円（93.0%）
	職員の派遣等	常勤職員 6 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び非常勤役員 1 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成度評価	平成 27 年度：A 平成 28 年度：—
	公の施設の管理運営（表 3）	9,536 万余円（平成 27 年度指定管理料） 1 億 2,539 万余円（平成 28 年度指定管理料）
	指定管理者運営状況評価	平成 27 年度：A 平成 28 年度：A（本館・分館とも）

（注）上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

（表 1）補助金の交付状況

（単位：千円）

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公益財団法人東京都人権啓発センター運営費補助金	公益財団法人東京都人権啓発センター運営費補助金交付要綱	公益財団法人東京都人権啓発センターの運営に要する経費（事業実施により得た対価を控除した額の 10/10）	120,686	83,709	90,557

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	235	100	196	100	232	100
都からの収益	219	93.3	179	91.3	215	93.0
受取補助金等	120	51.3	83	42.7	90	39.0
受取人権プラザ事業収益	98	42.0	95	48.6	125	54.0
他の収益	15	6.7	17	8.7	16	7.0
公益目的事業会計	150	64.0	124	63.4	149	64.3
都からの収益	136	58.2	109	55.7	135	58.2
受取補助金等	96	40.9	71	36.3	72	31.2
受取人権プラザ事業収益	40	17.3	37	19.4	62	27.0
他の収益	13	5.9	15	7.7	14	6.1
収益事業等会計	68	29.3	60	30.9	68	29.6
都からの収益	68	29.3	60	30.9	68	29.6
受取補助金等	10	4.5	3	1.6	5	2.5
受取人権プラザ事業収益	58	24.7	57	29.3	62	27.0
他の収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0
法人会計	15	6.7	11	5.7	14	6.1
都からの収益	13	5.9	9	4.7	12	5.2
受取補助金等	13	5.9	9	4.7	12	5.2
受取人権プラザ事業収益	-	-	-	-	-	-
他の収益	1	0.8	1	1.0	1	0.8

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、東京都人権プラザの管理運営に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表3) 公の施設の管理運営状況

(単位:千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
東京都人権プラザ本館(東京都港区芝二丁目5番6号芝256スクエアビル1・2階)	平成29.1.1~平成30.3.31	-	-	16,199
東京都人権プラザ分館 (東京都台東区橋場一丁目1番6号)	平成23.4.1~平成28.3.31 平成28.4.1~平成30.3.31	98,871	95,369	109,193
合計		98,871	95,369	125,392

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(単位:百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	235	196	△ 39	△ 16.7	232	35	18.3
当期経常増減額	13	1	△ 11	△ 88.7	18	16	-
当期一般正味財産増減額	10	△ 0	△ 11	△ 108.6	15	16	-
資産合計	263	258	△ 4	△ 1.7	296	37	14.6
正味財産合計	245	244	△ 0	△ 0.4	260	15	6.5

(1) 監査の観点

本監査では、公益財団法人東京都人権啓発センター（以下「財団」という。）の事業について、主に、平成27年8月に改訂された「東京都人権施策推進指針」において新たに加えられた人権課題に対する取組が行われているか、都の人権啓発拠点である「東京都人権プラザ」（以下「プラザ」という。）が、より多くの人に利用されるよう事業の充実を図っているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

財団は、都民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する教育・啓発、人権の擁護等の事業を実施している。

主な事業としては、コンサートや映画等を通じて幅広い層への普及啓発を行う人権啓発行事や、テーマに沿ってより深い知識や見識を備えるための都民講座を実施するとともに、企業等への講師出講や小中学校での体験学習会等、啓発の対象者ごとの目的に沿った方法や内容により人権教育を行っている。

また、財団は、指定管理者として、プラザの管理運営を受託している。

この施設は、平成29年1月に台東区から港区に移転し、展示室等のリニューアルを行った後、同年2月16日にプラザ本館として開館するとともに、従来のプラザは、平成30年3月31日までプラザ分館として運営を行うものとしている。

プラザの主な事業としては、人権に関する本や写真等を取り扱った企画展の開催、図書資料室の運営、人権に関する相談等を行っている。

(3) 収益及び費用の状況

財団の経常収益は、都からの収益である受取補助金等及び受取人権プラザ事業収益が大半を占めているが、その他の収益として講師出講料等の事業収益も得ている。

また、経常収益の増減を見ると、平成27年度は、3,924万余円減少しており、これは

主に、都派遣職員の給与が都からの直接支給となったことによるものである。平成28年度は、3,592万余円増加しているが、これは主に、移転に伴う図書資料室の整備・充実、ホームページのリニューアルに要した費用及び2館体制に伴う人件費に係る都からの運営費補助金等の増加によるものである。

当期経常増減額は、平成27年度は、1,156万余円減少しており、これは主に、積立資金を取り崩して、公益財団法人5周年記念事業を行ったことによるものである。

(4) 財政状態

資産は、平成28年度に3,780万余円増加しているが、これは主に、図書システムの新規導入等によりリース資産が増加したこと、また、履行期限を年度末とする契約に係る未払金及び移転に伴う事業実施規模の縮小を要因として現金預金が増加したことによるものである。

(5) 事業運営に関する評価

今日では、障害者、外国人、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致被害者、LGBT等、人権課題は多様化してきている。また、2020年にオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることとなり、東京は、オリンピック憲章に掲げられた人権に配慮した大会の実現を求められている。

そのため、プラザ移転に伴い、体験等を通じて人権課題をより身近なものとして親しみやすく学べるように充実させた施設を財団は活用し、これらのテーマも含めた人権学習会を行うとともに、企業等への講師出講においては、対象者のニーズに応じて新しい人権課題をテーマにした研修を行っている。

また、若年層への啓発は重要であるため、財団は、小中学校へ出向く体験学習会では、障害者スポーツの体験やインターネットの使い方を取り入れた学習テーマ等を揃え、平成28年度からは、ワークショップ形式の子供人権教室をプラザで実施しており、施設の新しい活用も図っている。

今後、財団は、施設がより多くの人に利用されるために、移転により交通機関の利便性が向上したことを活かしたプラザの新たな広報戦略を立てるほか、講座や学習会等、施設を活用した啓発事業の充実を図ることが求められる。そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とその先のレガシーを築くため、都民が人権への理解をより一層深め、幅広い人権意識をもつような取組を行い、東京は人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していく必要がある。

運営に関する事項は以上のとおりであり、財団の事業は、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出えん等の目的に沿って運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 文書管理に係る規定の整備を適正に行うべきもの

財団が定める公益財団法人東京都人権啓発センター文書管理規程（以下「規程」という。）では、文書の保存年限の種類を表4のとおりとし、「保存年限の種類に応じ、保存する文書の種別は事務局長が定める」としている。

ところで、財団では、各課において起案件名、保存年限等を記録した文書一覧表を年度ごとに整備しているものの、規程で定めるとしている「保存する文書の種別」を定めていないことが認められた。

このため、文書の保存年限をどうするべきかの基準が定まっていないこととなり、本来長期間にわたり保存しておくべき文書が早期に廃棄されたり、保存の必要がなくなった文書を長期間保存していたりといった状態が生ずるおそれがあり、適正でない。

財団は、文書管理に係る規定の整備を適正に行われたい。

（公益財団法人東京都人権啓発センター）

（表4）文書の保存年限の種類

①	1年保存
②	3年保存
③	5年保存
④	10年保存
⑤	長期保存

イ 個人情報の管理を適正に行うべきもの

財団は、地方自治法及び東京都人権プラザ条例（平成13年東京都条例第103号）の規定に基づき、表5のとおり、プラザの指定管理者としての業務を行っている。

財団では、指定管理業務の一つである人権一般相談業務を円滑に行うため、人権相談管理システム（以下「相談システム」という。）を運用し、人権一般相談を行った者（以下「相談者」という。）の氏名等を入力している。

また、財団は、公益財団法人東京都人権啓発センター個人情報の保護に関する規程において「保有の必要がなくなった保有個人情報」については、速やかに消去するよう定めている。

ところで、財団は、相談システムのサーバ内にある、相談者に係る個人情報の廃棄について、表6のとおり、委託契約（以下「廃棄委託契約」という。）を締結している。

この契約書類等を見たところ、廃棄委託契約にて消去及び処分を行う対象は、平成18年

度から平成25年度までの個人情報であることが認められた。

このことは、相談システムの運用を開始した平成18年度以降、これらのデータを継続して保有し、その後保有の必要がなくなったにもかかわらず、消去していなかったということである。

これは、財団において、定期的に個人情報保有の必要性を判断し、速やかに消去するための規定や運用方法を整理していないことから、保有する個人情報を消去することなく、継続して保管してきたことによるものである。

財団は、個人情報の管理を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都人権啓発センター)

(表5) 財団の行う業務

1	プラザの管理運営業務
	① 展示の企画及び展示室の運営並びに出張展示に関すること ② 図書資料室の運営に関すること ③ 都民講座及び人権学習会並びに子供人権教室に関すること ④ 指導者の育成に関すること ⑤ 人権一般相談に関すること（法律相談を含む。） ⑥ 人権特定相談に関すること ⑦ プラザの施設の提供に関すること ⑧ プラザの施設に係る使用料徴収事務に関すること
2	プラザの敷地、施設、設備及び物品の維持管理に関すること
3	その他事業目的を達成するために必要な事務

(表6) 廃棄委託契約の概要

件名	一般相談用データ廃棄について
期間	平成28.7.22～平成28.8.31
金額	4万3,200円
業務内容	一般相談用のサーバに残っている相談のデータを完全に消去し、処分する。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 普及啓発事業等

事業名		実績		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
イベント				
人権啓発行事の開催	回数	2回	1回	1回
	延人数	945名	119名	492名
人権週間行事の開催	延人数	520名	545名	417名
人権啓発映画会(夏休み子ども映画会含む。)の開催	回数	3回	3回(注1)	3回
	延人数	340名	1,032名	242名
国や都等が主催する人権啓発行事への協賛・参加	回数	8回	9回	9回
	延日数	9日	11日	11日
マスメディア				
様々な人権問題をテーマにしたラジオ番組の提供		番組タイトル「人権 TODAY」(TBS ラジオ) 毎週土曜日 午前8時20分頃から5分間		
広告				
ポスターの作製・掲出等		<ul style="list-style-type: none"> 人権週間を中心に都内各交通機関、都内公共施設、学校及び区市町村等に掲出・配布 作製枚数 15,150枚 		
啓発物品の作製・配布		<ul style="list-style-type: none"> 主催行事及び協賛行事等で配布 作製物品 シャープペンシル約20,000本等 		
講演・講座・研修等				
都民講座	回数	3回	5回(注2)	4回
	延人数	261名	423名	357名
指導者養成セミナー	参加人数	219名	155名	350名
研修講師の出講	委嘱講師数	12名	14名	10名
	出講団体数	144団体	125団体	128団体
特別区講師養成研修	延人数	370名	410名	180名
人権問題体験学習会	回数	21回	23回	20回
子供人権教室	参加人数	—	—	23名
人権学習会	団体数	78団体	69団体	32団体
インターネット				
ホームページによる講演・講座・研修、相談案内、イベント等の情報提供	アクセス件数	418,302件	403,368件	443,957件
	アクセス回数	1,259,962回	1,332,179回	2,644,018回
出版物				
人権情報誌「TOKYO 人権」によるセンターの活動状況、プラザの紹介、イベント等の情報提供	発行回数	4回	4回	4回
	発行部数	各13,000部	各13,000部	各13,000部

(注1) 第3回は、公益財団法人5周年記念事業「人権に出会う一日」の中で4作品上映

(注2) 第2回から第4回は、公益財団法人5周年記念事業「人権に出会う一日」の中で連続実施

イ 公の施設の管理運営

事業名		実績		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
東京都人権プラザの管理運営				
年間入場者数	本館	—	—	1,013 名
	分館	39,030 名	37,718 名	30,457 名
会議室等（分館）（注 1）	件数	1,506 件	1,392 件	1,194 件
	利用者数	22,775 名	22,837 名	19,305 名
セミナールーム（本館）	件数	—	—	5 件
	利用者数	—	—	161 名
展示室の運営				
年間入場者数	本館	—	—	559 名
	分館	5,009 名	4,107 名	2,642 名
展示の企画運営	常設展示（注 2）	人権に関する資料展示及び体験設備の整備		
	企画展	3 回	3 回	2 回
		宇井真紀子写真展 アイヌときどき日 本人 TOKYO 1992 - 2014 等	高松英昭写真展 Street People 等	読む人権 じんけ んのほん 世界と つながる 50 冊等
	出張展示	8 回	10 回	11 回
		墨田区社会福祉会 館 40 周年記念講 演会「読む人権 じんけんのほん 絵本の本棚」等	企業内人権週間行 事「障害者スポー ツ」「読む人権 じ んけんのほん 人 権マンガ 50」山崎 製パン株式会社等	企業内人権啓發行 事「みんなのスポ ーツ」明治安田生 命本社ビル等
パネル等貸出	14 回	17 回	12 回	
図書資料等の閲覧・貸出（注 3） ※（） 移転後の内数				
図書資料	蔵書数	10,628 冊	11,066 冊	11,441 冊
	利用者数	3,032 名	3,021 名	1,671 (293) 名
	貸出冊数	232 冊	396 冊	283 (155) 冊
16 ミリフィルム・VHS・ DVD	保有数	798 本	825 本	851 本
	貸出本数	527 本	416 本	175 (60) 本
人権相談				
一般相談		1,015 件	1,006 件	856 件
法律相談		61 件	67 件	53 件
特定相談（同和問題・アイヌの人々等）		1,066 件	1,086 件	852 件

（注 1） 大会議室・小会議室・ホール兼視聴覚室等

（注 2） 常設展示室は、平成 28 年 1 月 1 日から平成 29 年 2 月 15 日まで閉室

（注 3） 図書資料室は、平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 2 月 15 日まで閉室

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合	経常収益	235	196	△ 39	△ 16.7	232	35	18.3
	基本財産運用益	1	1	0	0.0	1	△ 0	△ 0.0
	事業収益	12	13	1	9.9	12	△ 0	△ 7.1
	受取人権プラザ事業収益	98	95	△ 3	△ 3.5	125	30	31.5
	受取補助金等	120	83	△ 36	△ 30.6	90	6	8.2
	その他	1	1	△ 0	△ 1.9	1	0	4.5
	経常費用	222	194	△ 27	△ 12.4	213	19	9.9
	事業費	206	183	△ 23	△ 11.5	191	8	4.6
	管理費	15	11	△ 3	△ 24.9	22	10	93.7
	計	当期経常増減額	13	1	△ 11	△ 88.7	18	16
	法人税等	2	2	△ 0	△ 5.8	2	△ 0	△ 6.5
	当期一般正味財産増減額	10	△ 0	△ 11	△ 108.6	15	16	-
公益目的 事業会計	経常収益	150	124	△ 26	△ 17.6	149	25	20.2
	基本財産運用益	-	-	-	-	-	-	-
	事業収益	12	13	1	9.9	12	△ 0	△ 7.1
	受取人権プラザ事業収益	40	37	△ 2	△ 6.6	62	24	65.0
	受取補助金等	96	71	△ 25	△ 26.0	72	1	1.8
	その他	1	1	△ 0	△ 1.7	1	0	5.4
	経常費用	154	140	△ 14	△ 9.4	140	0	0.0
	事業費	154	140	△ 14	△ 9.4	140	0	0.0
	管理費	-	-	-	-	-	-	-
	計	当期経常増減額	△ 4	△ 15	△ 11	293.3	9	25
	法人税等	-	-	-	-	-	-	-
	当期一般正味財産増減額	2	△ 8	△ 10	△ 445.5	14	23	△ 277.0
収益事業等 会計	経常収益	68	60	△ 8	△ 12.0	68	8	13.2
	基本財産運用益	-	-	-	-	-	-	-
	事業収益	-	-	-	-	-	-	-
	受取人権プラザ事業収益	58	57	△ 0	△ 1.4	62	5	9.3
	受取補助金等	10	3	△ 7	△ 70.0	5	2	83.5
	その他	0	0	△ 0	△ 12.4	0	△ 0	△ 37.0
	経常費用	52	42	△ 9	△ 17.7	51	8	19.4
	事業費	52	42	△ 9	△ 17.7	51	8	19.4
	管理費	-	-	-	-	-	-	-
	計	当期経常増減額	16	17	0	5.5	17	△ 0
	法人税等	2	2	△ 0	△ 6.0	2	△ 0	△ 7.2
	当期一般正味財産増減額	0	0	0	2.2	1	0	70.3
法人会計	経常収益	15	11	△ 4	△ 28.5	14	2	25.5
	基本財産運用益	1	1	0	0.0	1	△ 0	△ 0.0
	事業収益	-	-	-	-	-	-	-
	受取人権プラザ事業収益	-	-	-	-	-	-	-
	受取補助金等	13	9	△ 4	△ 32.6	12	2	30.9
	その他	0	0	0	0.3	0	△ 0	△ 60.1
	経常費用	15	11	△ 3	△ 24.9	22	10	93.7
	事業費	-	-	-	-	-	-	-
	管理費	15	11	△ 3	△ 24.9	22	10	93.7
	計	当期経常増減額	0	△ 0	△ 0	△ 261.8	△ 8	△ 8
	法人税等	0	0	0	0	0	0	15.3
	当期一般正味財産増減額	7	6	△ 0	△ 8.8	△ 0	△ 7	△ 108.0

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 26年度	平成 27 年度			平成 28 年度		
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	88	93	4	5.5	122	29	31.0
現金預金	84	92	8	9.6	121	29	31.5
未収金	1	0	△ 1	△ 93.2	0	0	26.1
その他	2	1	△ 1	△ 58.2	0	△ 0	△ 11.9
固定資産	174	165	△ 9	△ 5.3	173	8	5.3
基本財産	136	136	0	0	136	0	0
特定資産	38	28	△ 9	△ 24.1	29	1	3.4
その他固定資産	0	0	△ 0	△ 52.2	7	7	-
資産合計	263	258	△ 4	△ 1.7	296	37	14.6
流動負債	17	14	△ 3	△ 19.4	30	15	109.2
未払金	11	10	△ 0	△ 7.3	23	12	113.6
短期リース債務	-	-	-	-	1	1	-
その他	6	3	△ 2	△ 43.1	5	1	48.0
固定負債	-	-	-	-	6	6	-
長期リース債務	-	-	-	-	6	6	-
負債合計	17	14	△ 3	△ 19.4	36	21	152.0
指定正味財産	101	101	0	0	101	0	0
一般正味財産	144	143	△ 0	△ 0.6	159	15	11.1
正味財産合計	245	244	△ 0	△ 0.4	260	15	6.5
負債及び正味財産合計	263	258	△ 4	△ 1.7	296	37	14.6